

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 26 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催日時 平成 27 年 3 月 24 日（金）13 時 30 分～15 時 00 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 評議員現在数及び定足数
総数 18 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 12 名
（出席）北島秀明、橘本賢次郎、佐藤良也、白神俊典、鈴木恭蔵、宗林さおり
鶴田康則、馬場良雄、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）末木一夫、徳山陽慈、成松義文、笛木弘治、堀 悟郎、綿谷直人
（監事出席）松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議 案 第 1 号議案 評議員候補選出委員の選任に関する件
報告事項
 - 1.平成 27 年度事業計画及び収支予算
 - 2.事務局組織規程の改正
 - 3.業務執行状況報告
 - ・機能性表示制度への対応について
 - ・会員表彰制度について
 - ・農林水産業・食品産業科学研究事業の研究採択について
 - ・規制改革会議関係
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認
事務局長から出席者と定足数の報告があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
 - ①議長から、平成 26 年 6 月 16 日の定時評議員会で新しく選任された、北島秀明評議員、佐藤良也評議員、鈴木恭蔵評議員の 3 名の評議員の紹介があり、その後、定足数を満たしていることの確認をして会議の開会を宣言した。次に議事録署名人として、定款第 27 条第 2 項に基づき、馬場評議員、松井評議員の 2 名が指名された。
 - ②第 1 号議案 評議員候補選出委員の選任に関する件
議長より第 1 号評議員候補選出委員の選任に関する件について説明があった。
説明によると、現評議員の任期は平成 27 年 6 月の定時評議員会までとなっている。
新しい委員の選任にあたっては評議員候補選出委員会を設置し、そこで評議員候補

者を選出し、その後、評議員会で評議員を選任することになる。本日はそのための5人の評議員候補選出委員を選任する。

5人の委員の内訳としては、評議員会議長と評議員1名、外部委員2名、事務局員1名である。説明後、議長一任ではどうかと言う意見があり、議長から次の候補者案が出された。評議員から佐藤評議員、外部委員2名として、渥美和彦氏、阿南久氏、事務局員1名は理事長の意向で決めてもらいたいとのことであった。また、議長から評議員候補選出委員は役員候補選出委員を兼ねていても構わないということの確認があった。

説明の後、次のような確認と質疑があった。

(確認・質疑内容)

議長： 理事長に事務局員を推薦していただきたい。

理事長： 参考資料として添付してある役員候補選出委員会名簿にも記載されているが、事務局員としては事務局長が適任ではないかと思う。

議長： 事務局からは事務局長ということですね。

役員候補選出委員会の名簿が参考として添付してあるが、私の意見としては、評議員候補選出委員と役員候補選出委員は全く同じでない方がいいと思う。外部委員として、渥美氏と阿南氏の2名を推薦したが、この方々にはこれから委員就任を了承してもらえるか意向を確認する。また、本日出席の佐藤評議員には委員就任を了承いただけるか伺いたいがか。

佐藤評議員： 本日初めての会議出席であるが、決めていただいたことに対しては責任を果たしていきたいと思う。

議長： 青山事務局長も了承ですね。

青山事務局長： 了承です。

議長： 今後、この5名を評議員候補選出委員とすることとして、その中の外部委員2名には早急に委員就任の了承確認を行いたいと思うがか。

出席評議員： 異議なし。

評議員： 外部委員についてはいつまでに確認を行うのか。また、そこで就任を断られた場合、また臨時評議員会を開くのか。

議長： 1～2週間以内に行いたい。断られた場合は事務局と相談して、再度、臨時評議員会を開くか、書面で決議するか決めたい。今後、この5人が決まった場合、早急に日程調整をして委員会を開き、今後どのような方針で評議員の候補者を選ぶか打合せをしたい。方針としては、役員候補者を選ぶ時のように団体の推薦を受けるのかどうか、また、定数は25名以内になっているが、現評議員を増やすのか減らすのか等。

評議員： 外部委員2名の委員就任の承諾を得られなかった場合、再度臨時評議員会を開くのは大変なことである。先ほど選任について議長一任という意見

もあったので、どなたか断る方が出た場合の人選は議長に一任してはどうかと思うがいかがか。

議長： そのようなことが無いようにしたいが、その場合は一任とさせていただきます。

本議案について意見を求めたところ、他に意見もなく、評議員候補選出委員として、評議員会議長である松田朗氏、評議員として佐藤良也氏、外部委員として渥美和彦氏、阿南久氏、事務局員として青山充氏の 5 名が選任され、渥美和彦氏、阿南久氏については早急に議長が委員就任の承諾を得ることとし、就任について承諾されなかった場合の人選は議長一任とすることが出席評議員全員一致で可決された。

②報告事項

青山事務局長から「平成 27 年度事業計画及び収支予算」について資料に基づき報告した。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

(質疑内容)

評議員： 学術誌「健康・栄養食品研究」の復刊を提案しているが、学術誌は今後、機能性表示制度に照らして重要な出版物になる可能性があると思う。学術論文というのはインパクトが重要であり、雑誌の質とレベルを上げていく努力をしないとせっかく作っても論文そのものが評価されないと投稿数が増えない。今後復刊するなら、どのように学術誌の質とレベルを上げていくのか考えを聞かせていただきたい。また、計画に日本健康科学学会学術大会開催への協力とあるが、健康栄養食品関係の学会は他にもいろいろあるが、特にこの学会に協力する意味を聞かせていただきたい。

最後に、お願いだが、本日ここに来て初めて、平成 27 年度事業計画及び収支予算を見た。理事会と評議員会は役割を分担しながら運営をしていくべきもので、理事会で承認されたものが評議員会で報告されているということはわかるが、評議員会で実のある議論をして理事会へ反映していくステップが必要。特に数字が絡むようなものはここで出されても意見のしようがないので、今後このような資料は 1 週間くらい前に事前送付してほしい。

事務局長： 学術誌復刊の方針を決めたので、投稿論文数を増やすためにはそれなりのものがなければいけない。4 月から学術情報部を中心に中身を再検討するよう指示している。先生方に意見を聞きながら中身を充実させる工夫をしていきたい。

評議員： 論文の審査制度はどのようなになっているのか。

事務局： 休刊前の制度では、投稿論文があった場合、レフリー 2 名に査読をお

願っていた。査読結果を基に修正可能なら委員会にかける前に修正してもらいその修正したものを委員会にかけて掲載の可否を決める方式を取っている。以前の学術誌は国内の食品関係の学術誌としては一番審査が厳しいと言われた。

事務局長： 日本健康科学学会学術大会開催への協力についてだが、いろいろな学会から協賛や後援依頼があり、その都度理事長決裁でおこなっている。今回は日本健康科学学会学術大会の31回大会長に下田理事長が選出されたこともあり、その関係で協力をしたいと考えている。

議長： その予算はどのようになっているのか。

事務局： 学術大会本部から運営費をもらいその範囲内で実施する仕組みになっている。事業計画・予算書について、理事会承認事項で評議員会には報告事項であるが、その資料は事前に送付するようにする。

評議員： この度の機能性表示については、OTC医薬品協会でも賛同の立場に立っている。今回の制度はアメリカのサプリメントを参考にしていて、アメリカではカレントGMP（cGMP）が適用されている。機能性と安全性、品質が安定的に供給できるという立場で初めて保証できる。この協会のGMPは業界の自主的GMPであるのだが、大事なのだということを広く国民に周知してもらいたい。

当協会のGMPは製品GMPだけではなく原材料GMPもあるので、形式的には出来上がっているのではないかと思う。だが、アメリカのカレントGMP（cGMP）との比較ではどうなのかと思う。少しでもいいからアメリカのカレントGMP（cGMP）に近づけていくという努力も併せてやってほしい。

私ども、OTC医薬品協会も機能性食品や特定保健用食品と適正な競争原理を働かせていけばお互いに伸びていくのではないかと考えている。当協会も講習会等で協会が実施しているGMPは最低守る条件だということも普及してほしい。

評議員： GMPについてはやらなくていいということではなく限りなく努力してほしいという位置づけだと思う。明記はされていないが、アドバイザー制度もこの先必要になるのではないかという有識者の声もある。そのあたりを含めて協会がリーダーシップを取ってやっていくところではないかと思う。昨日も消費者庁と厚労省がシンポジウムを行ったが、消費者サイドに立つと、今後、製造メーカーのパッケージ表示が変わり機能性表示食品が出来てくるのだが、では、売り場はどうなるのか、流通はどうなるのかという話がある。実際、消費者と接触するのは売り場になるのでそこでの法律や広告等との問題も含めて協会が指

導するようにしていくのがいいのではないかと思う。現在、消費者庁の機能性の説明会が多くので行われており、そこに参加している大手企業はよく理解していると思うが、中小メーカーにはまだよく周知されていないと思うのでそのところの周知が必要だと感じた。

理事長： 協会は当初から安全性という観点から見てGMPは必須だと言ってきた。アメリカのc GMPは法律に基づいて行っているし、協会のGM制度は厚生労働省の部長通知に基づいて行っている。スタートの時点で法律か行政指導かの違いはあるが中身については差がないと理解している。その違いについても少しずつ統一していきたいと考えて行くし、GMPは必ず実施してもらいたいということで歩調を合わせて行きたい。中小企業に対する説明会については説明会開催資料にもあるが、3月27日から31日にかけて東京、大阪、福岡で実施する。まさに、中小企業の皆さんと初歩的な所から一緒に考えて行くセミナーとなっているので活用してもらいたい。基本的には企業責任ということになっているので、協会が依頼を受けてお手伝いをしていくが、最後の説明責任は企業にあるということを十分理解してもらおうということが大切だと考えている。いろいろな企業の皆さんと一緒に注意しながら実施して行きたい。

評議員： 小さい企業がただ会費だけ出して、何にも参加しない会員が沢山いる。そういう会員に対して協会はどのように指導して行くのか。

事務局長： 現在、延べ900社、会員数にして約700社の会員がいるが、その会員に対しては、メルマガ配信でいろいろな情報を詳しく提供したり、セミナーや講習会を開催し参加してもらっている。先般、機能性表示について途中段階ではあったがヤクルトホールで550名ほど集めて説明会を実施した。この度も延べ600名ほど入る会場で説明会を行う予定で、基本的に機能性表示に関して取組もうとしている会員各社には参加してもらえると考えている。また、それ以外にも相談窓口も設けて電話相談を受けている。出来る限り丁寧に対応していると考えている。

評議員： 以前の評議員会で、松田監事に給与について質問をしたときに、収支は正当な形だと説明を受けた。何人の人がどのセクションでどのような仕事をして、どの位経費がかかっているのか評議員として知りたい。

事務局長： 添付資料の正味財産増減予算書を見てもらいたいですが、事業毎に人件費比率を出している。

評議員： 新たに機能性の事業を実施するにあたりまた人を増やすのは大変なことだと思うので聞きたい。

事務局： 今回、6人の人に来てもらう。収支のところの説明したが、収入としては3千万円程を見込んでおり、人件費としては1千7百万円程計上し

ている。その中で各社から出向や研修生の形で協力いただく。

評議員： 事業計画の JHFA マークに関する事業で新規規格基準策定（機能性表示関連）とあるが拡大解釈をすると JHFA マークと機能性表示がマッチングした製品の申請も可能になると理解していいか。自社で機能性表示を取った製品についてもまた JHFA マークの申請をしてもいいのか。

事務局長： 規格基準に合致していれば可能だ。

評議員： 消費者から見れば、JHFA マークの付いた機能性表示食品が存在するということですね。

議長： ダブルスタンダードということか。

事務局長： JHFA マークについては品質規格の表示になるが機能性表示については機能性のエビデンスのあるものについて消費者庁に届出たものということになるので、2つの表示が出てくることになる。

議長： そうすると、JHFA マークのついたものと、機能性表示がついたものと、両方ついたものの3種類ということだが、今後、消費者が混乱しないような指導を願いたい。

予算書についてだが、数字が予算対予算の数字になっているので、予算の進捗状況がわからない。次からは3月の決算見込みの表を付けてくれると次の予算案の数字が適正かどうかわかるのでそのようにしてほしい。

引続き、事務局から事務局組織規程の改正について資料に基づき報告した。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質問があった。

（質疑内容）

評議員： 健康食品部との関係はどのようになっているのか。

事務局長： 健康食品部を大きくして機能性対応をしようと考えたりしたが、理事会等の意見があり新しい試みであるので機能性会員関係で、部として新設をさせて事業の円滑化を図ったらということになったので新設をした。基本的には特定保健用食品とそれ以外の健康食品があり、その中に機能性食品があるということになっている。法律のたてつけは特定保健用食品があり、機能性表示食品があり、それ以外のものということになっている。

評議員： 部の権限がぶつかりあうのではないか。例えば健康食品局にしておいてそこに1.2.3～というような形にしていくのかと思った。

事務局長： 所掌事務で機能性食品部が行う業務を限定している。考え方として、健康食品局というようなものがありその下に健康食品部、それ以外の機能性食品部があるとか、健康食品部の中に機能性食品室があるとか、考え方はいろいろあると思ったが機能性食品制度の発足にあたり部をは

っきり明示し、情報を集中させたほうが良いという考え方で対応させてもらった。

評議員： 今回の制度は、新たに機能性食品を作ることではなく、いわゆる健康食品の機能性表示をはっきりさせていこうということではないのか。

事務局： 機能性表示食品というジャンルが新たに出来るということだ。

評議員： 機能性表示制度に基づいて実施するわけだから、機能性表示部、又は機能性表示食品部というようにしなかったのか。表示という言葉が入っていると範囲が限定されるしわかりやすいと思うが。

理事長： 新たな機能性食品部というのは、消費者庁が4月1日からスタートする機能性表示制度に対応するために限定的に作った。わかりやすくということなら評議員が言うとおりでと思うが、部名が長くなるということや業務執行理事会で、健康食品部の中に室を設けて対応したらどうかとかいろいろ案を出したが、やはり新しい制度に対応するので部として対応すべしという意見をもらったのでこのような形にさせてもらった。いろいろな団体、企業にお願いをし、人材についても出向・実務研修という形で協力をしてもらい経理的にはかなり節約をした予算になっているので理解を願いたい。

評議員： 特定保健用食品制度が出来るとき、もともとは機能性食品を作ろうとしたのだがそれはだめだということで特定保健用食品になった歴史がある。この度はあくまで、機能性表示制度なので、そこに限定する組織を作ったほうがわかりやすいと思った。

引き続き、事務局から業務執行状況報告について資料に基づき報告した。

以上をもって議案の審議及び報告等を終了したので、15時00分、議長は閉会を宣言した。